

福岡市公報

令和 8 年 8 月 20 日 第 7262 号

発行所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目
次次
一

ページ

○地縁による団体の代表者の変更（第166号）	1
○公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始（第167号）	2
○公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始（第168号）	2
○公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始（第169号）	3
○指定管理者の代表者の変更（第170号）	3
○都市公園の区域の変更（第171号）	4
○分流通区域の指定（第172号）	4
公 告	
○一般競争入札の実施（第221号）	5
○開発行為に関する工事の完了（第222号）	6
○公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定（第223号）	6
消 防 局	
○福岡市消防職員の勤務等に関する規程の一部改正（訓令甲第9号）	6

告 示

福岡市告示第166号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、同条第1項の認可を受けた地縁による団体から告示された事項について変更の届出があったので、同条第10項後段の規定により次のように告示する。

令和 8 年 8 月 20 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

区 分	名 称	代表者の住所及び氏名
変更前	鶴田団地町内会	福岡市南区鶴田四丁目32番12号 清水 康生
変更後		福岡市南区鶴田四丁目49番14号 吉澤 克実

福岡市告示第167号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法第9条の規定により次のように公示する。

その関係図面は、福岡市役所（道路下水道局計画部下水道企画課）において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 8 月 20 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 供用及び下水の処理を開始すべき年月日
令和 8 年 8 月 21 日
- 2 下水を排除及び処理すべき区域
福岡市東区三苦三丁目、下原三丁目及びみなと香椎一丁目の各一部
- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置
縦覧に供する上記関係図面において表示する。
- 4 排除方式
分流式
- 5 下水の処理を開始しようとする当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
福岡市東区塩浜三丁目2500番地
福岡市和白水処理センター

福岡市告示第168号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法第9条の規定により次のように公示する。

その関係図面は、福岡市役所（道路下水道局計画部下水道企画課）において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 8 月 20 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 供用及び下水の処理を開始すべき年月日
令和 8 年 8 月 21 日
- 2 下水を排除及び処理すべき区域

福岡市早良区野芥六丁目の一部

- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置

縦覧に供する上記関係図面において表示する。

- 4 排除方式

分流式

- 5 下水の処理を開始しようとする当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称

福岡市西区小戸二丁目5番1号

福岡市西部水処理センター

福岡市告示第169号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法第9条の規定により次のように公示する。

その関係図面は、福岡市役所（道路下水道局計画部下水道企画課）において一般の縦覧に供する。

令和8年8月20日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 供用及び下水の処理を開始すべき年月日

令和8年8月21日

- 2 下水を排除及び処理すべき区域

福岡市西区今宿上ノ原、大字千里、今津、学園通一丁目、太郎丸二丁目及び大字元岡の各一部

- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置

縦覧に供する上記関係図面において表示する。

- 4 排除方式

分流式

- 5 下水の処理を開始しようとする当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称

福岡市西区学園通三丁目2149番地

福岡市新西部水処理センター

福岡市告示第170号

公の施設の指定管理者から令和6年福岡市告示第4号及び令和6年福岡市告示第237号により告示した事項について変更の届出があったので、博多港湾施設管理条例第19条後段の規定により次のように告示する。

令和8年8月20日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

区 分	公の施設の名称	指定管理者の名称	指定管理者の代表者の氏名	変 更 年月日
変更前	博多港の港湾施設（港湾運営会社の運営に係る埠頭群、臨港交通施設及び緑地を除く。）	博多港ふ頭株式会社	代表取締役社長 駒田 浩良	令和 8 年 6 月 29 日
変更後			代表取締役社長 井口 宏樹	

福岡市告示第171号

都市公園の区域を次のように変更するので、福岡市公園条例第 3 条第 1 項の規定により告示する。

なお、その関係図面は、福岡市役所（住宅都市みどり局みどり推進部みどり運営課）に備え付ける。

令和 8 年 8 月 20 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 区域を変更する都市公園

区 分	名 称	位 置	区 域	面 積 (平方メートル)	備 考
変更前	青葉小谷公園	福岡市東区青葉五丁目地内	福岡市東区青葉五丁目 432番11	2, 553	平成元年 福岡市告示第161号により設置（平成10年福岡市告示第78号により一部変更）
変更後			福岡市東区青葉五丁目 432番11、517番 5、 517番 8 及び520番10	2, 556	

2 変更に係る区域の供用開始の期日

令和 8 年 8 月 20 日

福岡市告示第172号

福岡市下水道条例第 4 条の 2 第 1 項の規定に基づき、分流化区域を指定するので、同条第 2 項の規定により次のように告示する。

その関係図面は、福岡市役所（道路下水道局計画部下水道企画課）において一般の縦覧

に供する。

令和8年8月20日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 分流式の排水設備を接続することができる公共下水道の供用を開始すべき年月日
令和8年8月21日
- 2 分流化区域の位置
福岡市中央区大名二丁目の一部
- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置
縦覧に供する上記関係図面において表示する。

公 告

福岡市公告第221号

地方自治法第234条第1項の規定に基づき、一般競争入札により調達契約を締結するので、地方自治法施行令第167条の6及び福岡市契約事務規則第5条の規定により次のように公告する。

令和8年8月20日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 電子入札に付する事項

業 種	件 名	備 考
防水	西部水処理センター1－2系最初沈殿池防食覆蓋更新工事 (その1)	総合評価落 札方式
	福岡サンパレス防水改修その他工事その1	

- 2 詳細は、入札説明書による。
 - 3 入札説明書を次のとおり配布する。
 - (1) 方法
入札情報サービスシステムにより配布する。
U R L [https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku-info/keiyaku_hp/
contract_index.html](https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku-info/keiyaku_hp/contract_index.html)
 - (2) 期間
この公告の日から令和8年8月27日まで（日曜日及び土曜日を除く。）
 - (3) 時間
午前6時から午後10時まで
-

福岡市公告第222号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和 8 年 8 月 20 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
福岡市西区今宿上ノ原1120番1 から1120番16まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市東区松島六丁目 6 番33号
株式会社 よかタウン

福岡市公告第223号

建築基準法第86条の2第1項の規定に基づき、建築物の位置及び構造が公告認定対象区域内の他の一敷地内認定建築物の位置及び構造との関係において安全上、防火上及び衛生上支障がない旨の認定をしたので、同条第6項の規定により次のように公告する。

なお、当該認定に係る図書は、福岡市役所（住宅都市みどり局建築指導部建築指導課）において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 8 月 20 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 申請者氏名
福岡市住宅都市みどり局住宅部住宅建設課長
- 2 対象区域の位置
福岡市西区下山門団地1038番1、1038番4、1056番6、1056番7、1056番9、1062番1、1183番6、2061番の一部、2062番1、3106番及び3107番1
- 3 認定番号
第 7 号
- 4 認定年月日
令和 8 年 8 月 5 日

消 防 局

福岡市消防局訓令甲第9号

福岡市消防職員の勤務等に関する規程（昭和26年福岡市消防局訓令第12号）の一部を次のように改正し、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。

令和 8 年 8 月 20 日

福岡市消防局長 牧 田 哲 治

第3条第6項中「毎日勤務者」の次に「のうち、緊急出動を伴う業務に従事する職員」を加え、「又は福岡市防災センター内」を削り、同条第7項中「毎日勤務者は、」を「前項に規定する職員が」に改める。

第4条第2項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第6項中「毎日勤務者のうち、緊急出動を伴う業務に従事する職員」とあり、及び同条第7項中「前項に規定する職員」とあるのは、「交替制勤務者」と読み替えるものとする。

第20条を削り、第21条を第20条とし、第22条を第21条とし、第23条を第22条とする。
様式第3号を削る。

